

## 指定都市への事務権限及び税財源の移譲推進と 多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、60 年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、法に基づく二度目の住民投票が実施された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

大都市制度について検討がなされた第 30 次地方制度調査会において、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたものの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲が徐々に進められているのみであり、制度創設に向けた検討は進んでいない状況である。

また、新型コロナウイルス感染症対策においては、指定都市が所在する道府県内の感染者数の約半数を指定都市が占める中、保健所、学校、保育所、介護施設等を所管する指定都市がより一層大きな役割を果たすことができるようになるなど、地域の実情に応じた権限移譲の必要性を認識したところである。

地域の成長のエンジンとなる指定都市への事務権限と税財源の移譲をさらに進めながら、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現するため、下記のとおり提言する。

記

- 1 従来から指定都市市長会が提案し、第30次地方制度調査会で検討の意義が示された「特別自治市」制度（第30次地方制度調査会答申では「特別市（仮称）」）など大都市制度の議論を加速させ、早期実現を図ることにより、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるようにすること。
- 2 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和2年11月 日  
指 定 都 市 市 長 会